

特記仕様書（施工条件明示一覧表・その他）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	1 別途工事との工程調整が必要あり	a 調整項目（ア：資材等の流用 イ：施行順序の調整 ウ：別途協議）
	2 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	b 施工時期及び施工時間（ 施工方法（ ）
	3 他機関との協議が未完了	c 協議が必要な機関名（上下水道部：水道管理設位置、下水道管理設位置）
	④ 占有物件との工程調整必要あり	④ 占有物件名（ア：電気 イ：電話 ④：水道 エ：下水道 オ：その他（ ）
	5 その他	e その他（ ）
安 全 対 策 関 係	① 交通安全施設等の指定あり	a 交通安全施設等の配置（ア：別添図面 イ：その他〔 〕 ウ：別添協議） b 交通誘導警備員の配置（ア：別添図面 イ：その他〔 〕 ④：別途協議） （ア：指定路線 イ：準用指定路線 ④：指定路線以外） （ア：配置人員数〔人〕うち交通誘導警備員A〔人〕 ④：交通誘導警備員算出シートによる） * 準用指定路線とは監督員が指定路線（志摩市内では国道260号、県道伊勢磯部線）と同等と判断した路線。 * 交通誘導警備員Aとは、交通誘導警備業務に関する一級検定・二級検定合格警備員。 * 交通誘導警備員のうち1人は交通誘導警備員Aとしなければならない。ただし、指定路線・準指定路線以外の路線において、交通誘導警備員Aが配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通誘導警備員Bの者（ただし、交通の誘導・整理の実務経験3年以上）とできる。（その場合には変更対象とする。）
	② 提出書類あり	c 交通誘導警備員の配置期間（交通誘導警備員算出シートによる） d 交通誘導警備員の交代要員（ア：有り イ：なし） e 検定資格書（写し）、経歴書
	3 近接公共施設等に対する制限	f 施工時間の制限（ ） g 工法制限あり ・近接公共施設名等（ア：鉄道 イ：電気 ウ：電話 エ：水道 オ：その他〔 〕） ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	④ 安全教育・研修訓練の実施	h 工事期間中月一回（半日）以上実施
	5 その他	i その他（ ）
残土・産業廃棄物関係 （建設副産物関係）	1 残土処分（自由処分）	a 残土処分地（ア：別添図等 イ：別途協議 ④：その他〔受入地未定につき別途協議する。〕） 運搬距離（暫定的に4kmとして計上。） b 処分地の処理条件あり（ア：押土整地 イ：その他〔 〕） c 産業廃棄物の種類（ア：コン塊 ④：アス塊 ウ：伐採木 エ：汚泥 オ：その他〔 〕） d 産業廃棄物の処分地（ア：再生処理場 イ：中間処分場 ウ：最終処分場 オ：その他〔 〕） エ：別途協議） e マニフェスト集計表、その他（仮置きを行う場合は、看板設置状況の撮影を行い管理資料へ添付する） f 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合（課税標準量が1,000t未満の場合は非課税 条例第10条）には当該工事完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式（三重県産業廃棄物税支払い請求書）に産業廃棄物税納税証明書・マニフェスト・帳簿（条例第15条）を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
	② 残土処分（指定処分・他工事流用）	
	③ 産業廃棄物の処理条件あり	
	④ 提出書類あり	
	⑤ 産業廃棄物税について（三重県産業廃棄物条例）	
	6 その他	

(注) 1 上記事項、条件及び内容の印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。～ まで記入する。
2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講じるものとする。
3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表・その他）

<p>工事支障物件関係</p>	<p>① 工事支障物件あり ② その他</p>	<p>(a) 支障物件名（ア．鉄道 イ．電気 ウ．電話 (イ)．水道 オ．下水道 カ．その他〔 〕） b 移設時期（ア．平成 年 月 頃 イ．別途協議） (c) その他（地下埋設物の位置調査が必要な場合、受注者にて試掘を行い、各管理者に確認を行うこと。）</p>
<p>再生材使用関係</p>	<p>① 再生材使用の指定あり 2 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について 3 その他</p>	<p>(a) 再生材の種類（ア．再生Asコン イ．再生路盤材 ウ．再生クラッシャーラン エ．道路用盛土材） (b) 再生材が使用出来ない場合の措置（ア．新材に変更 (イ)．別途協議） c 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 （認定製品の品名：図面参照 ）」 d 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： ）」 e 三重県リサイクル製品が使用出来ない場合の措置（ア．新材に変更 イ．その他〔 〕 ウ．別途協議） f その他（ ）」</p>
<p>その他</p>	<p>1 現場発生品あり 2 支給品あり 3 盛土材等工事間流用あり、または、流用する場合がある。 ④ 境界杭・地籍調査基準杭 ⑤ その他</p>	<p>a 品名（ ）数量（ ）保管場所（ ）その他（ ） b 品名（ ）数量（ ）引渡場所（ ）・品名（ ）数量（ ）引渡場所（ ） 時期（平成 年 月 日）その他（ ） c 運搬方法（ア．請負者で運搬 イ．請負者以外で運搬 ウ．別途協議 エ．その他（ ）） (d) 境界杭・地籍調査基準杭のき損及び滅失を防止し、管理・保護すること。影響が及ぶ場合には監督職員に報告すること。着手前に必ず資料を収集し事前に杭の位置、境界を確認すること。 (e) その他（横断勾配については既存構造物の高さを考慮し、工事着手前に測量のうえ、監督職員と協議すること。）</p>
<p>適用条件</p>	<p>本工事の施工は右欄に示す図書を適用及び準用する。</p>	<p>・建設工事請負契約書（契約約款含む） ・三重県公共工事共通仕様書 ・三重県建設副産物処理基準 ・その他（設計変更を行う際には、三重県設計変更ガイドラインを参考とする。設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドラインを参考とする。）</p>
<p>提出書類</p>	<p>・工事着工届 ・施工計画書（変更施工計画書） ・工程表（変更工程表） ・現場代理人等選任通知 ・建設業退職金共済事業に係る証紙購入状況報告書 ・課税事業者届出書 ・使用材料承認 ・施工体制台帳（下請負業者との契約書〔写し〕添付） ・部分下請通知書 ・工事写真 ・竣工図及び完成写真 ・工事完成報告書 ・その他監督職員の指示するもの</p>	<p>左記書類は、必ず提出する。</p>

(注) 1 上記事項、条件及び内容の印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 ~ まで記入する。
2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講じるものとする。
3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督職員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督職員と協議を行うこと。

(6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。